

# 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の 株式の処分の停止等に関する法律案の概要

## 1. 趣旨

この法律は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成21年10月20日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定める。

## 2. 日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等

- ① 政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、日本郵政株式会社の株式を処分してはならない。
- ② 日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、①の別に法律で定める日までの間、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならない。
- ③ 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、①の別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設（メルパルク）及び旧簡易保険加入者福祉施設（かんぼの宿）の譲渡又は廃止をしてはならない。
- ④ その他所要の読替規定を定める。

## 3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。